

《 消費税の計算方法が改正！ 》

平成 24 年 4 月 1 日以後開始する課税期間から課税売上割合が 95 % 以上で、かつ課税売上高が 5 億円超の場合、仕入税額控除の計算方法が改正されます。

改正前：全額が仕入税額控除可能。

改正後：個別対応方式か一括比例配分方式のどちらかの計算によります。

個別対応方式とは全ての課税仕入れを次の 3 区分に分けて仕入税額控除を計算します。

課税売上にのみ要するもの

非課税売上にのみ要するもの

との両方に共通するもの

(の消費税 + の消費税 × 課税売上割合)

一括比例配分方式とは、3 区分にする必要がなく、全ての課税仕入れに係る消費税額に課税売上割合を乗じて算出します。